

事務連絡
平成30年12月27日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁予防課

札幌市爆発火災を踏まえた廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について

平成30年12月16日に北海道札幌市で発生した爆発火災では、50名以上の方々が負傷するなど被害が発生しています（別紙「札幌市爆発火災（第7報）」参照）。

現在、この火災について関係当局により火災原因の究明が行われているところであり、当庁では、消防法（昭和23年法律第186号）第35条の3の2に基づき、消防庁長官の火災原因の調査のため、現地に職員を派遣しました。

今般、エアゾール製品及びカセットボンベ（以下「エアゾール製品等」という。）の廃棄時における不適切な取扱いによる事故の防止を図るため、別添1及び別添2のとおり、環境省が「廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）（平成30年12月27日環循適発第1812271号）」及び「廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について（通知）（平成30年12月27日環循規発第1812273号）」を发出了。また、一般社団法人日本エアゾール協会では、エアゾール製品等の適切な廃棄方法について、別添3のとおりリーフレットを作成しています。

貴職におかれましては、環境省の通知の内容を参考に、関係行政機関と連携するとともに、関係団体のリーフレット等を活用して、エアゾール製品等の廃棄時における留意事項等を住民及び事業者へ広報するなどにより、火災防止を図っていただくようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

消防庁予防課

企画調整係 鈴木、坂本
予防係 島村、柏原

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

札幌市爆発火災（第7報）

消防庁災害対策室
平成30年12月25日
18時00分現在
※下線部は前回からの変更点

1 発生日時等

発生時刻：平成30年12月16日（調査中）
覚知時刻：平成30年12月16日 20時29分
鎮圧時刻：平成30年12月16日 23時36分
鎮火時刻：平成30年12月17日 2時10分

2 発生場所

住 所：北海道札幌市豊平区平岸3条8丁目1-28
用 途：飲食店を含む複合用途防火対象物

3 火元建物概要

構 造：防火構造（外壁・軒裏について木造の上をモルタル等で仕上げた構造）
階 数：地上2階建て
建築面積：185㎡
延べ面積：357㎡

4 被害状況

(1) 人的被害

負傷者：52名（重症1名、中等症6名、軽症45名）

※軽症者のうち11名は、札幌市消防局において搬送した者ではなく、自ら医療機関へ行き受診した者。

(2) 建物被害

火元建物：全焼（焼損床面積357㎡）

※建物焼損床面積には、建物損壊面積を含む。

周辺建物：損壊38棟

(3) その他

12月16日21時00分から開設していた一時退避場所を、12月22日9時45分に閉鎖。

5 火災原因等

調査中

6 消防法令の適合状況

防火管理者未選任、消防計画未作成、消防用設備等点検結果報告未実施、消火器一部未設置、漏電火災警報器未設置、避難器具未設置

※平成30年10月26日に最終確認。

7 消防庁の対応

12月16日(日)	21時30分	札幌市消防局から第1報受領 消防庁災害対策室を設置(第1次応急体制)
	21時55分	札幌市消防局から第2報受領
12月17日(月)	0時20分	札幌市消防局から第3報受領
	7時00分	札幌市消防局から第4報受領
	9時30分	消防法第35条の3の2の規定に基づく消防庁長官の火災原因調査のため、消防庁職員2名及び消防研究センター職員5名を現地に派遣することを決定
	20時30分	札幌市消防局から第5報受領
12月19日(水)	16時00分	北海道から負傷者数について報告受領
12月20日(木)	13時30分	札幌市消防局から第6報受領
12月25日(火)	17時35分	北海道から一時退避場所について報告受領

<連絡先>

消防庁予防課

担当：塩谷・四維

電話：03-5253-7523

環循適発第 1812271 号
平成 30 年 12 月 27 日

各都道府県一般廃棄物行政主管部（局）長殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課長
（公印省略）

廃エアゾール製品等の排出時の事故防止について（通知）

廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、本年 12 月 16 日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発火災事故が発生した。

エアゾール製品及びカセットボンベ（以下「エアゾール製品等」という。）については、以前から、エアゾール製品等業界によりガス抜きキャップが装着された製品等への転換が進められており、平成 29 年度において、小型品など装着の必要のない一部製品を除いたガス抜きキャップの装着率は約 99%、カセットこんろのヒートパネル化は 100%となっている。また、市区町村とエアゾール製品等業界が協力して、消費者に対して、エアゾール製品等をごみとして排出する際にはガス抜きキャップを利用して充填物を出し切るよう周知活動等を推進してきたところであるが、上記のような事故が発生していることを踏まえ、改めて、下記のとおり廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて住民への周知を徹底するよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

また、ごみ収集車や破砕施設での事故防止等の観点から、住民に対して廃エアゾール製品等の排出時の穴開けを指導している市区町村があるが、充填物の残ったエアゾール製品等に不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれがある。このため、廃エアゾール製品等の穴開けについては、毎年実施している全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や「適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について」（平成 27 年 6 月 25 日付け事務連絡）等において、排出する際に穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨周知してきたところであるが、平成 28 年時点で排出時に穴開けを不要としている市区町村の割合は 27%にとどまっている。一方、例えば、東京消防庁によると、同庁管内において平成 20 年から平成 29 年までの 10 年間で、エアゾール製品等の穴開けが原因の火災が 260 件発生しているなど、依然として排出時の穴開けが原因の火災が発生している状況である。このことを踏まえ、下記の対策を速やかに講じるよう、貴管内市区町村に周知・助言されたい。

本件については、消防庁においても消防本部等に対して「札幌市爆発火災を踏まえ

た廃エアゾール製品等の排出時の火災防止について」(平成30年12月27日事務連絡)」により火災防止について連絡しているので申し添える。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切りについて

エアゾール製品等をごみとして排出する際には、①製品を最後まで使い切る、②缶を振って音を確認するなどにより充填物が残っていないか確認する、③ガス抜きキャップがある製品については、火気のない風通しの良い屋外でガス抜きキャップを使用して充填物を出し切る、といった適切な取り扱いが必要である。市区町村におかれては、廃エアゾール製品等の充填物の使い切り及び適切な出し切り方法について、改めて住民への周知を徹底されたい。

なお、一般社団法人日本エアゾール協会のホームページ(<http://www.aiaj.or.jp/exhaust.html>)においてエアゾール製品等の適切な取り扱い方法等が掲載されており、同協会が事務局となっているエアゾール製品処理対策協議会においては、広報用リーフレットやDVDの提供、消費者講座への講師派遣等による周知への協力が可能とのことであり、今後も廃エアゾール製品等の適正処理に向けて連携していくこととしているので申し添える。

2. 廃エアゾール製品等の穴開けについて

上記のとおり、廃エアゾール製品等の穴開けに起因する火災事故が発生している状況を踏まえ、排出時に住民に穴開けを求めている市区町村におかれては、穴を開けずに充填物を出し切り廃エアゾール製品等を排出させ、処理する体制を整備されたい。この際、収集運搬については、平ボディ車による分別回収、パッカー車を改良することで廃エアゾール製品用のボックスを付属する等収集運搬による事故を防止する方法を検討されたい。また、中間処理については、専用機器の導入、充填物の残った廃エアゾール製品等の選別や安全を確保した上での圧縮後、金属くずとして取り扱うこと等安全を確保できる処分について検討されたい。

なお、環境省において、今後、市区町村における廃エアゾール製品等の処理方法についての調査及び情報提供を行う予定であることを申し添える。

事 務 連 絡

平成 27 年 6 月 25 日

各都道府県

廃棄物処理担当部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

適正処理困難な廃棄物の処理体制の整備について

日頃から廃棄物行政の推進につきましてご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

環境省では、毎年実施している全国廃棄物・リサイクル行政主管部局長会議等において平成 21 年度より毎年、ごみ収集車両や破砕施設での事故防止の観点から住民にエアゾール缶やカセットボンベの穴開けを指導している自治体もあるが、充填物の残ったエアゾール缶やカセットボンベに不適切な方法で穴を開けると火災が発生するおそれもあることから、これらを廃棄する際、穴開けをしない方向が望ましいと考えている旨周知してきたところである。

しかしながら昨今、廃棄する際のエアゾール缶やカセットボンベの穴開けが原因とみられる火災による死亡事故が繰り返し発生したことを踏まえ、改めて貴都道府県においては、管内市町村に対し、上記の考え方を周知し、地域の実情を踏まえつつ、積極的な対応をとるよう、周知・助言をお願いしたい。

なお、平ボディ車を使わず、パッカー車を安価に改良することで穴開け不要の分別回収を可能としている事例もあるので参考にされたい。



写真提供：横浜市

環循規発第 1812273 号
平成 30 年 12 月 27 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長
（公印省略）

廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止対策の徹底について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

本年 12 月 16 日、札幌市において、大量のエアゾール製品の内容物が屋内で噴射され、これに引火したことが原因とみられる爆発・火災事故が発生したことに関して、事故の原因については調査が進められているが、スプレー缶の処理に係る行為が原因となり事故が発生した可能性があるところである。

各都道府県及び政令市（以下「都道府県等」という。）に対しては、これまでも、平成 9 年 12 月 16 日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知「廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について」（別紙）にてエアゾール製品処理対策協議会においてとりまとめた「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」の周知依頼及び適正処理確保の徹底を図っているところであるが、廃エアゾール製品の処理における爆発事故防止に万全を期すため、都道府県等においては、別紙の内容について排出事業者及び処理業者に対し改めて周知するとともに、爆発事故防止対策を含め廃エアゾール製品の適正処理確保を徹底されるよう改めてお願いする。周知等に当たっては、近年はエアゾール製品にガス抜きキャップ等が装着されているものもあり、この点も考慮の上で行われたい。

また、本件については公益財団法人全国産業資源循環連合会に対しても、関係者に周知するよう依頼している。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

衛 産 第 6 7 号
平成9年12月16日

各都道府県・政令市
産業廃棄物主管部（局）長 殿

厚生省生活衛生局水道環境部
産業廃棄物対策室長

廃棄物処理事業における爆発事故防止対策の徹底について

産業廃棄物の適正処理の推進については、かねてより御高配を願っているところである。

さて、本年5月以降、返品されたスプレー缶等の廃エアゾール製品の処理に伴い放出された可燃性ガスが原因と思われる爆発及び火災事故が相次いで発生したところである。原因究明は消防当局等が中心となり進められているところであるが、この度、(社)日本エアゾール協会等関係十団体からなる「エアゾール製品処理対策協議会」が、今後の類似事故の発生を防止するための留意事項について、別添のとおり「事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針」として取りまとめたので、参考にされたく送付する。各都道府県及び政令市においては、その内容について排出事業者及び処理業者に対し周知するとともに、爆発事故防止対策を含め廃エアゾール製品の適正処理確保を徹底されるようお願いする。

なお、返品されたスプレー缶等の廃エアゾール製品を破砕し、充てんされているガスを放出させる作業は産業廃棄物の中間処理に該当することに留意されたい。

事業者によるエアゾール製品の安全廃棄処理指針

平成9年11月20日

エアゾール製品処理対策協議会

はじめに

本指針は、消費者の手に届かずに処理せざるを得ない製品を廃棄処理する場合に適用します。

これらの廃棄処理しなければならない製品は、内容物が入っているので、一般的には容器を壊し、内容物を取り除き、容器はスクラップ材、内容物は廃液として、それぞれリサイクル又は産業廃棄物として処理されます。

この過程において注意しなければならないことは、家庭で使用される場合とは異なり、内容物の入っているものが一度にしかも大量に処理されることです。この場合、安全なエアゾール製品も、不適切な取扱いによってはきわめて危険なものに変わります。放出されるLPガス等の可燃性ガスと内容物による引火、火災、爆発の危険の可能性が予測されます。

産業廃棄処理に伴う多くの危害を回避するためには、エアゾール製品の特性をよく理解し、適切に設計され設備された施設で処理を行わなければなりません。

廃棄物の処理に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者の責務（第3条第1項）及び事業者の処理（第12条）が規定されており、また、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合の基準（第12条第3項）及び違反した場合の罰則（第26条）が規定されています。

したがって、これらの諸規定を十分に認識するとともに、エアゾール製品を大量に廃棄処理する場合に安全を確保するために事業者において考慮すべき事項を掲げて、当該処理に係る適切な処理及び事故の防止を図るための指針とします。

I. 事業者自ら廃棄処理を行う場合の留意事項

- (1) エアゾール製品の廃棄処理は、着火源となる火気や静電気の発生を防止するために、以下の条件を備えたエアゾール製品の廃棄のための処理施設で行わなければならない。
 - ア 破砕機等の電気を使用した設備が防爆構造となっていること。
 - イ 処理に使用する機械器具については、静電気が帯電して火花が発生しないように、接地その他静電気を確実に除去するための措置が講じられていること。
- (2) 処理するエアゾール製品から放出された可燃性ガスが爆発の危険がある濃度に達しないように以下の措置を講ずること。

- ア 換気の良い場所を選ぶとともに、排出された可燃性ガスが滞留しないような換気設備を備えること。
 - イ ガス濃度検知器を備え、定期的に可燃性ガスの濃度を測定すること。
 - ウ 一度に多量にガスが排出しないように、あらかじめ時間当たりの処理量を定め、これを遵守すること。
- (3) 処理を行う場所では、火花若しくはアークを発生し、又は高温になって点火源となるおそれのある機械又は火気を使用してはならないこと。
 - (4) 処理を行う場所は、爆発等の災害が発生した場合を配慮して、民家その他の施設に対して安全な距離を保つこと。
 - (5) 内容物についても、引火性が高く可燃性を有するものが多いので、危険物に準じて取扱うこと。
 - (6) 処理責任者を定めて、常に監督を怠らないようにすること。
 - (7) 処理を行う場合、消防法、労働安全衛生法など他の関連法規の趣旨をよく理解し、安全作業に努めること。

II. 廃棄を委託する場合の留意事項

エアゾール製品の廃棄処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合は、廃棄処理の最終責任が委託者にあることを自覚し、産業廃棄物処理業者において処理作業が安全に行われることを確保するために、次の手続きを行うこと。

- (1) 処理業者に、下記に記載してある事項及び委託するエアゾール製品の性状についての必要な情報を提供し安全な取り扱いについて十分な情報を提供すること。
【廃棄処理時に考慮すべき事項】
 - ① エアゾール製品は可燃性のガスが使用されていることが予想されること。
 - ② 可燃性液化ガスは、気化して多量の可燃性蒸気を発生すること。
 - ③ 液化ガスの蒸気は、通常空気より重く、容易に大気中に拡散せず、特に窪地等に滞留する可能性が高いこと。
 - ④ 放出された内容液も、可燃性のものが多く、また、少量の液化ガスが溶解していること。
- (2) 事業者は実際に処理業者の現場を確認し、上記「I. 事業者自ら廃棄処理を行う場合の留意事項」に掲げる措置が採られており、エアゾール製品を安全に処理できることを自ら確認すること。
- (3) 処理終了後は、委託した製品が確実に処理されたこと、処理後の廃液等が法に準拠して処分されたことを確認するとともに、処理完了報告書を受領しておくこと。

以上

エアゾール製品処理対策協議会

〒100 東京都千代田区有楽町1-7-1

有楽町電気ビル南館1359区

(社)日本エアゾール協会内

TEL: 03-3201-4047

FAX: 03-3215-4635

なお「エアゾール製品処理対策協議会」は、次の10団体で構成されています。

- ・生活害虫防除剤協議会
- ・日本エアゾール・ヘアーラッカー工業組合
- ・日本製薬団体連合会
- ・日本オートケミカル工業会
- ・社団法人 日本エアゾール協会
- ・日本化粧品工業連合会
- ・社団法人 日本塗料工業会
- ・日本殺虫剤工業会
- ・日本エアゾール容器協議会
- ・芳香消臭脱臭剤協議会



スプレー缶 (エアゾール缶)
カセットボンベは

必ず中身を

使い切りましょう!!



火災事故が多発しています!

中身の残ったスプレー缶、カセットボンベが
ごみに出されごみ収集車両や、ごみ処理施設で、
火災が発生しています。



スプレー缶の場合↓

▶正しいごみへの出し方 4step!

step 1

缶を手で振って
中身の有無を
確認してください。



step 2

「シャカシャカ」
「チャブチャブ」
など音がしたら、
まだ中身が残っています。

必ず使い切り
ましょう。

step 3

音がしなくても、まだ中身やガスが
残っている場合があります。

「ガス抜きキャップ」で
出し切ってください。

※火気のない風通しの良い屋外で行ってください。
※「ガス抜きキャップ」がない場合は、
スプレーボタンを押して完全に押し切ってください。

step 4

地域の
ごみ出しルールを
守って出しましょう。



中身のガスを出し切るために、 ガス抜きキャップを使いましょう！

スプレー缶には**ガスを出し切る**ための
【**ガス抜きキャップ**】が装着されています。

※商品によっては、
 {
 [ガス抜きキャップ(中身排出機構)]
 [ガス抜きキャップ(残ガス排出用)]
 [ガス抜きキャップ(ボタン)]
 }等の表記を行うものがあります。

▼但し、下記のスプレー缶(エアゾール缶)商品には、ガス抜きキャップは付いていません。

【例】 ●炭酸ガス、窒素ガス等の不燃性ガス使用商品(商品の表示をご覧ください)

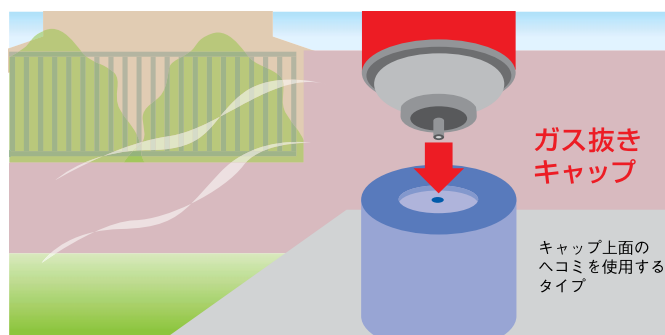
ガス抜きキャップを使う時には…

中身を使い切ってから、

風通しが良く、火気のない屋外で、
風下に向けて、人などにかからないように

新聞紙などに吹き付けるなどをして、
周囲への飛散にご配慮ください。

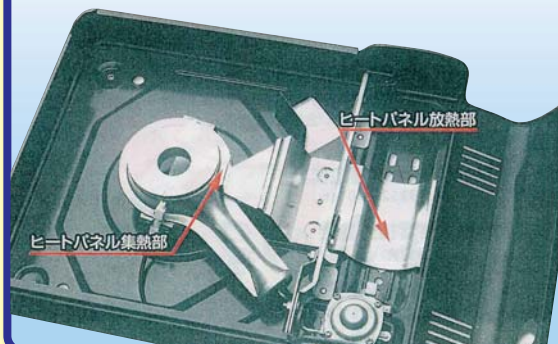
※ガス抜きキャップについてのお問い合わせは、
商品に記載の“お客さま相談室”や“販売元”にお尋ねください。



ガス抜きキャップの形状、使用方法は、商品によって異なります。
商品に記載された使用説明を必ずご覧ください。

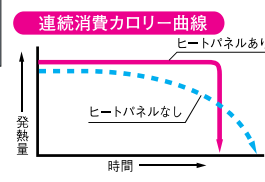
カセットボンベには、【**ガス抜きキャップ**】は付いていません。

カセットこんろは**ヒートパネル**を搭載しています。(2007年4月生産分より)



ヒートパネルとは？(容器加温装置)

カセットボンベを適度に温める事で、最後まで
強い火力を維持し、カセットボンベの中のガス
を最後まで使い切ることができます。



カセットボンベの処理
についてのご質問は、

一般社団法人日本ガス石油機器工業会
【カセットボンベお客様センター】
フリーダイヤル
0120-14-9996 まで、
お問い合わせください。

●エアゾール製品処理対策協議会

一般社団法人日本エアゾール協会(エアゾール製品処理対策協議会事務局 03-5207-9850) HP: <http://www.aiaj.or.jp/>
 日本化粧品工業連合会 一般社団法人日本ガス石油機器工業会 日本家庭用殺虫剤工業会 生活害虫防除剤協議会
 社団法人緑の安全推進協会 日本エアゾール容器協議会 日本エアゾールヘアラッカー工業組合 社団法人日本塗料工業会
 日本オートケミカル工業会 芳香消臭脱臭剤協議会 日本石鹼洗剤工業会 日本製薬団体連合会

●中央適正処理困難指定廃棄物対策協議会